



印西農政第1030号
平成30年10月9日

印西市情報公開・個人情報保護審査会 様

印西市長 板倉 正直



千葉県森林クラウドとの通信回線(オンライン)結合による実施機関以外のもの
への個人情報の提供について(諮問)

標記の件につきまして、当市では、平成31年4月1日より千葉県森林クラウドの導入
を予定しております。

また、委託後に、「林地台帳運用業務」、「伐採届及び状況報告書管理業務」及び
「森林経営計画認定業務」を円滑に実施するため、オンライン結合による実施機関以
外のものへの個人情報の提供を予定しております。

つきましては、印西市個人情報保護条例第9条第3項第2号の規定により意見を求
めます。

【 担当 】

環境経済部 農政課 農政係
佐々木(内線 373)

資料1

オンライン結合による個人情報の提供に関する概要書

部・課名 環境経済部・農政課 内線 373

システム の名称	提供する個人 情報の類型	提供(オンライ ン結合)先	システムの概要とオンライン結合の必要性
千葉県 森林クラ ウド	別紙3のとおり	別紙3のとおり	【システムの概要】 県、市町村及び林業事業体(森林組合、素材生産業者等をいう。)が保有する森林関連情報(樹種、材積、地位、森林の所有者の情報(氏名、住所)、森林伐採者の情報(氏名、住所)をいう。)を森林クラウドに集積し、リアルタイムでの情報活用を図るためのシステムである。各業務の台帳と地図情報が連携し、共有する電子地図上で表示される。詳細は別紙1及び別紙2のとおり。 【オンライン結合の必要性】 平成31年4月1日から施行される森林経営管理法(平成30年法律第35号)により、市町村の責務として、その区域内に存する森林について経営管理が円滑に行われるよう努めることが明記された。 現在、森林関連情報は県が整備し、それを基に県が林業事業体を支援している。そのため、今後市町村が主体となり森林整備を進めていくためには、今まで森林関連情報を管理し森林整備の支援を行ってきた県や、森林整備の実行主体である林業事業体と情報共有できる環境が必要になる。 さらに、市町村主体の森林整備の一環として、平成31年4月1日から林地台帳制度の運用が始まる。これは、市町村が森林所有者情報(森林所有者の氏名、住所等をいう。)を整備し、林業事業体等に情報提供を行うための制度であり、林地台帳の更新は県が整備する森林計画図・森林簿の更新と連動する必要がある。 これらの新しい取組みを円滑に実施するためには、情報の共有と業務の進捗状況をオンラインにより相互に確認できるシステムが必要不可欠となる。

別紙1 千葉県森林クラウド システム全体構成図

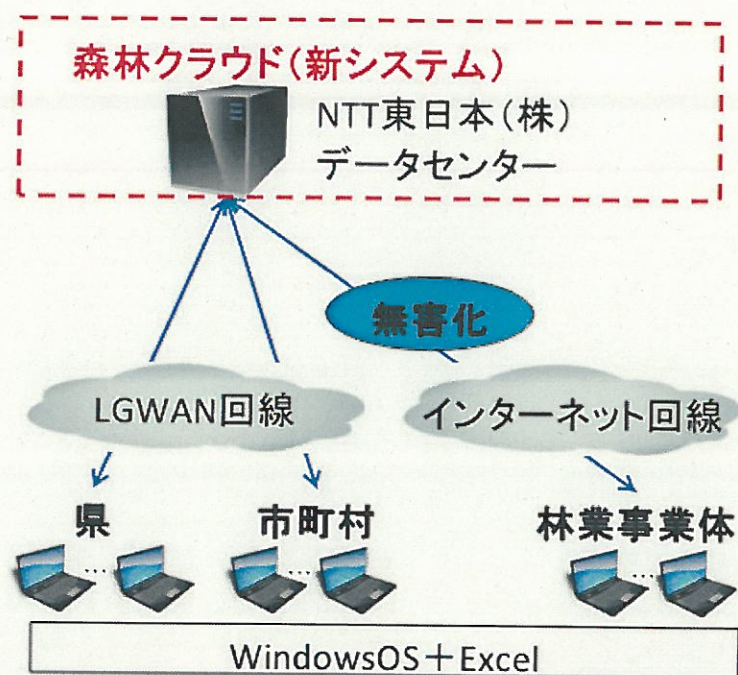


図 2.1.1 システム構成

システム全体構成図

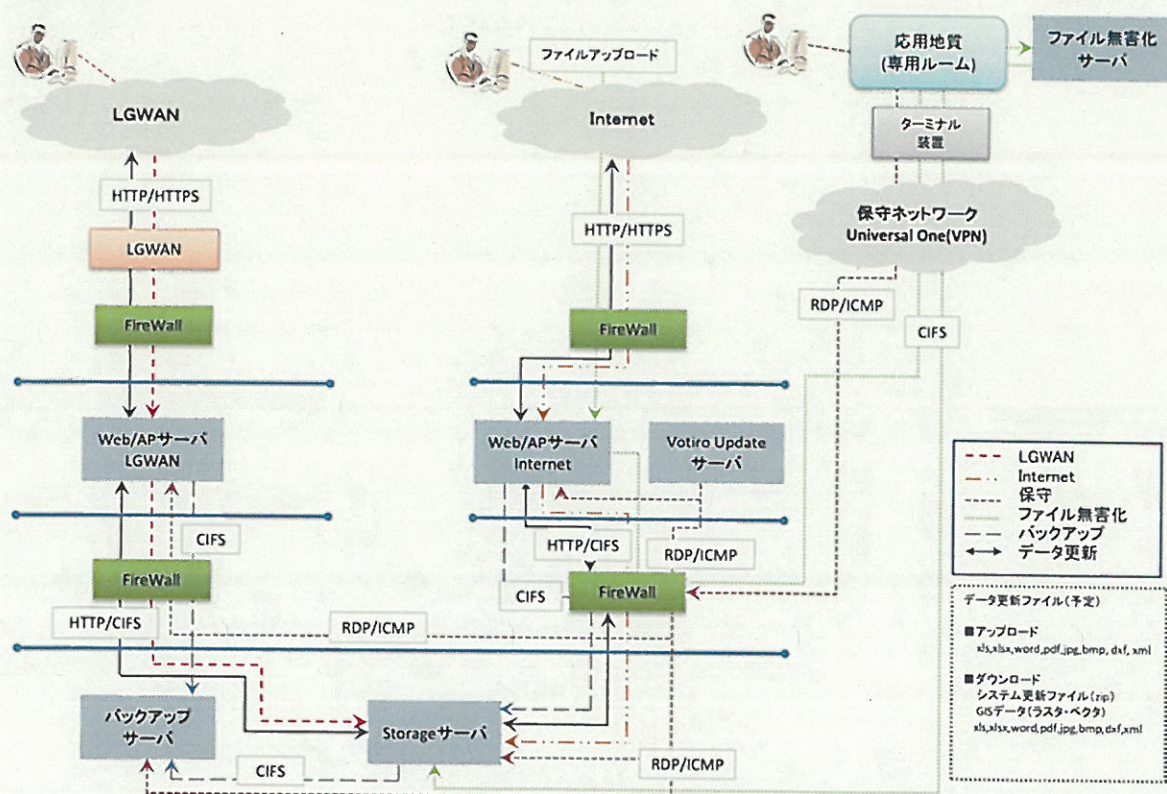
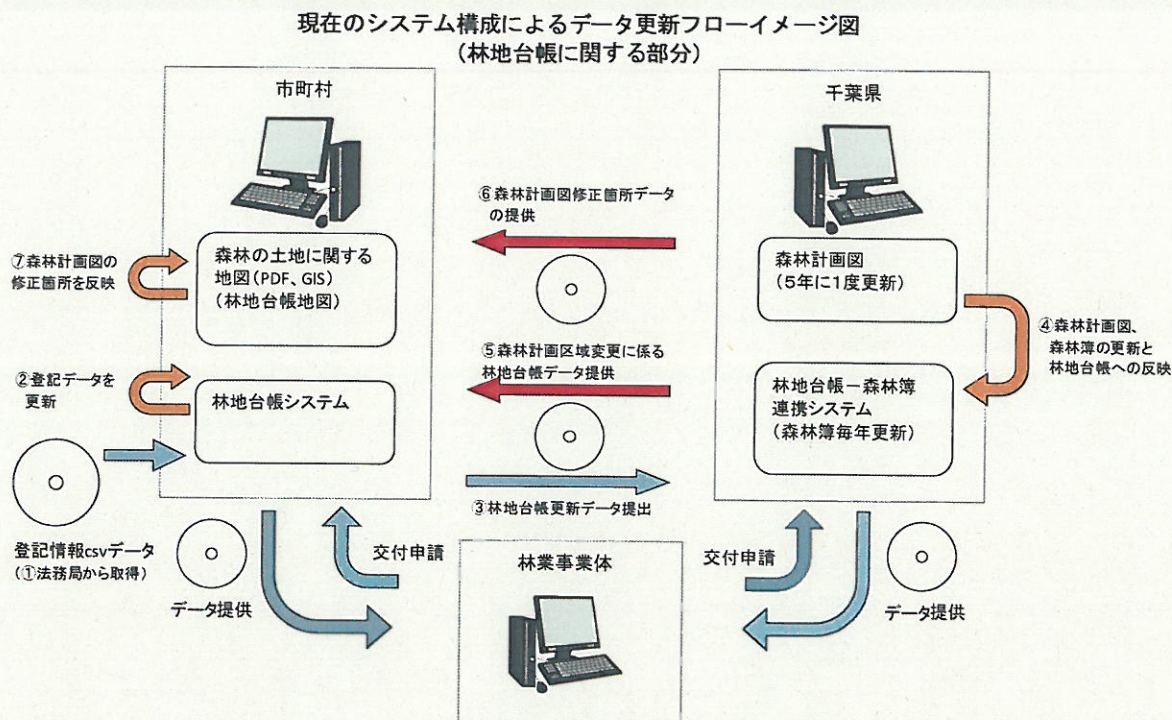


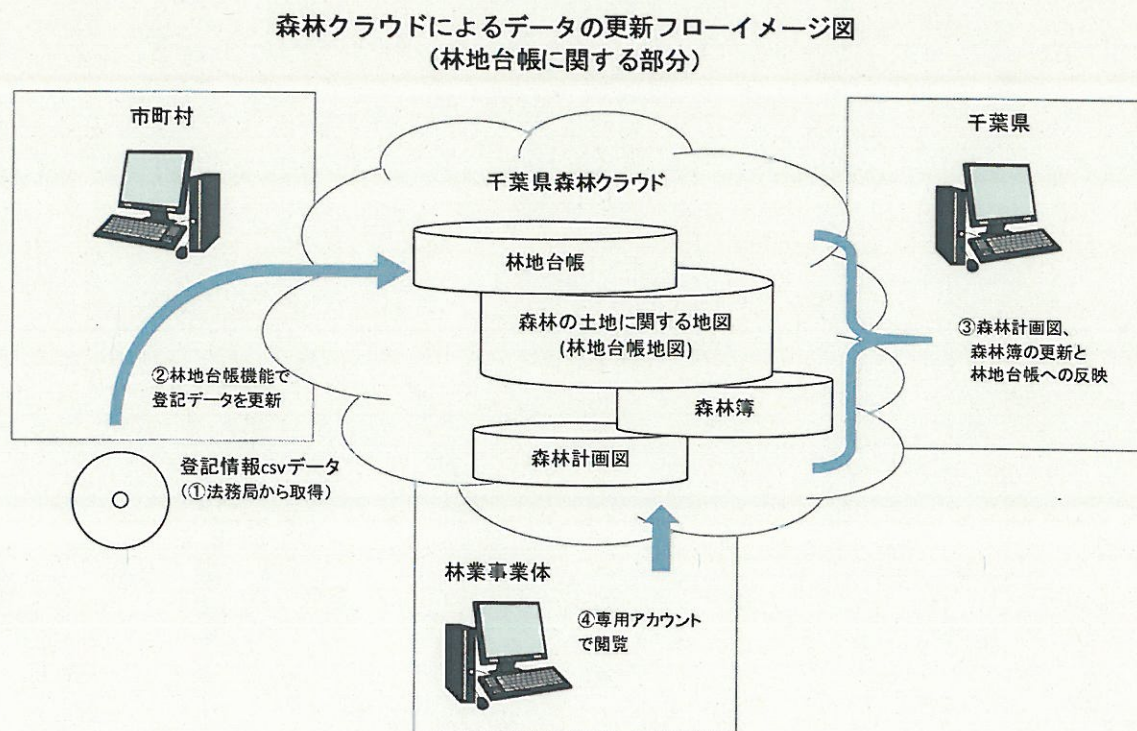
図 2.1.2 システム全体構成図

別紙2 森林クラウド導入前後のデータフロー

1 現在のデータ更新とデータ提供の流れ



2 森林クラウド導入後のデータ更新とデータ提供の流れ



別紙3

提供する個人情報の類型と提供先

事務の名称	個人情報の 類型(内容)	提供先	県と情報共有する理由(必要性)	その他と情報共有する理由(必要性)
林地台帳 運用業務	森林所有者 (氏名、住所)	県 要件を満たす林業 事業体 (森林法 施行令第 10条)	印西市主体の森林整備を進める上では、 林業経営に適した森林とそうでない森林の 区域分けが不可欠である。その際、市町村 が保有する林地台帳に登載された森林の 所有者情報と県が保有する森林簿に登載 された森林の資源情報の連携が必要になる ため。	集約的な森林施業を行う林業事業体にと って、森林経営計画を策定するために森 林所有者情報を取得して意向調査を行 い、境界の明確化をすることが不可欠で ある。その際、林地台帳に登載された森 林の所有者情報と森林簿に登載された森 林の資源情報が必要になるため。
伐採届及 び状況報 告書管理 業務	森林所有者 (氏名、住所) 森林伐採者 (氏名、住所)	県	林地の伐採や開発に係る最新の情報を県 と共有することで、違反の早期発見や拡大 転用の防止につながり、資源としての森林 と土地の適正な利用が確保されるため。	
森林経営 計画認定 業務	森林所有者 (氏名、住所)	県	印西市主体の森林整備について県からの 支援を受けるためには、市町村が認定した 森林経営計画と県が認定した森林経営計 画の情報を共有することにより、今後の森 林整備を推進する地域を検討する必要が あるため。	

資料2

オンライン結合基準の適合性

必要性に関する基準

オンライン結合を行うことによって市民サービスの向上、住民負担の軽減等オンライン結合を行う公益上の必要その他相当の理由が認められること。

平成31年4月1日に施行される森林経営管理法(平成30年法律第35号)により、市町村の責務として、その区域内に存する森林について経営管理が円滑に行われるよう努めることが明記された。

本システムは、市町村主体の新たな森林整備の仕組みを実行するにあたり、関係機関の持つ森林関連情報(樹種、材積、地位、森林所有者の情報(氏名、住所)、森林の伐採者の情報(氏名、住所)をいう。)を共有し、森林整備を円滑に進めることを主たる目的として導入するものである。

そのためには、専用のネットワークを介し、県、市町村及び林業事業体の間において、森林関連情報を相互に利用し共有することが必須となる。

現状では、森林関連情報は主に県が管理しており、市町村に提出された届出等は紙媒体で写しを県に提出する必要がある。また、林業事業体が森林関連情報を使用する際は、県とCD-R等の電子媒体によるやり取りを行う必要がある。

しかし、本システム導入後はネットワーク上での情報共有が可能となり、これらの業務は一度の手続きで済むことになるため、業務の大幅な効率化が図られる。

オンライン結合を行うことにより、次のような効果が期待される。

- ① システムを共同利用するため、必要経費を県と市町村で折半することでシステム開発費・運用費を節減できる。
- ② 紙媒体で行っていた業務をシステム上で行うことになるため、書類の印刷費・運用費を節減できる。
- ③ システムの共同利用により、連絡の行き違いや修正漏れ、報告忘れなどの人的過誤が減る。
- ④ システムの共同利用により市町村主体の森林整備が効果的に進むことで、現在荒れた状態の放置森林の機能が改善し、土砂災害等の発生リスクが低減するため、地域住民の安全・安心に寄与する。
- ⑤ 市町村がシステムを利用し放置森林の整備を進めることで、木材の有効活用につながり、雇用の創出や地域経済の活性化に寄与する。

資料3

相手方が講ずる措置に関する基準

オンライン結合による個人情報の提供を受ける林業事業体(以下「相手方」という。)が個人情報を保護するため、次のような措置が講じられていると認められること。

項目	内容	左の説明
1 全般的な措置に関する項目	相手方に次のような個人情報の保護に関する定めがあること。なお、定めがない場合には、当該オンライン結合により提供される個人情報について、次の事項を明記した覚書等を取り交わすことができること。 ア 目的外利用の原則禁止 イ 個人情報を取り扱う者の責務 ウ 不要となった個人情報の確実な廃棄 エ その他個人情報保護のために必要な措置	別紙「千葉県森林クラウド利用要領案」のとおり。
2 管理的な措置に関する項目	1 電子計算機の管理について適切な措置が講じられていること。	別紙「千葉県森林クラウド利用要領案」のとおり。
	2 個人情報ファイルへの不当なアクセスを防止するため適切な措置が講じられていること。	別紙「千葉県森林クラウド利用要領案」のとおり。

資料3

県が講ずる技術的措置に関する基準

オンライン結合を行う際に、個人情報ファイルの改ざん、滅失、き損、漏えい等の危険を防止するために、県において、次のような技術的な措置を講ずるものとする。

項目	内容	左の説明
1 不正アクセスの排除に関する項目	個人情報ファイルへの不正なアクセスを排除するための適切な技術的措置が講じられていること。	【技術的措置】 1 システム構成及びファイアウォール 本システムは、LGWAN(総合行政ネットワーク)-ASP サービス提供事業者により、システムサーバへはファイアウォールを経由しなければ到達できない構成とする。データセンターファシリティスタンダードにてティア3相当以上であるデータセンター上に構築する。 2 アクセス権限の管理 管理権限を持つ職員において、各ユーザの業務権限レベルやレベルによる業務機能の使用可否及び利用可能なデータの範囲の設定を可能とする業務権限設定機能を実装する。 3 システム監視 サービス提供事業者は、監視システムを利用し、本システムの稼働状況及び利用状況等を監視し、障害対応時はその結果や収集したログ等を分析して内容を報告するものとする。 4 ウイルス対策 システムサーバにはウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態を保つと共に、OS・アプリケーションについても対策プログラムなどの反映を随時行う。ウイルス対策ソフトは、データをサーバに登録する際にリアルタイムでチェックを行い、最低一日一回の定時ウイルスチェックを行う。

項目	内容	左の説明
2 障害の予防及び回復に関する項目	1 障害時の個人情報ファイルの安全性を確保するための適切な技術的措置が講じられていること。	1 ネットワーク 機器等は冗長化を行い、単一障害点(その箇所が停止するとシステムの全体が停止するような箇所)を作らない。 2 電源 サーバ機器等は無停電電源装置を装備し、障害時等における電源が確保されている。
	2 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられていること。	24時間365日機器の稼動監視を実施し、障害が発生した場合には、休日・深夜を問わず、即座に復旧体制を整備し、問い合わせ対応を行う障害対応窓口を運用する。 また、障害が発生した場合において、障害発生前に取得したバックアップ情報が復元できることを保証するものとする。

千葉県森林クラウド利用要領（案）

（趣 旨）

第1条 この要領は、森林・林業に関する森林資源等の情報を一元的に管理し、県、市町村、林業事業体がネットワーク上で情報共有することを目的として、県が導入した「千葉県森林クラウド」（以下「本システム」という。）について、適正な管理、運用をするために必要な事項を定めるものである。

（適用範囲）

第2条 この要領は、本システムの運用に関わるすべての利用者並びに県からシステムの開発及び運用保守を委託された者に対して適用する。

（定義）

第3条 この要領における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）システム管理責任者

本システムにおけるシステムの管理責任者は、農林水産部森林課長とする。

（2）システム管理担当者

システム管理責任者が指名した職員（森林課森林政策室システム担当）をいう。

（3）利用団体

本システムを利用する団体をいう。

（4）端末管理責任者

利用団体における端末管理責任者は各所属長とする。

（5）所属運用担当者

端末管理責任者が指名した職員をいう。

（6）契約事業者

本システムの開発及び運用保守を委託された事業者をいう。

（システムの概要）

第4条 本システムのネットワーク構成図は別紙1（業者決定後添付）のとおりとする。

2 本システムを利用できる者は、次のとおりとする。

利用団体	利用者
県	農林水産部森林課職員
	各林業事務所職員
	農林総合研究センター森林研究所職員
市町村	本システム業務担当職員
第〇条に定める要件を満たす林業事業体	本システム業務担当職員
その他	システム管理責任者が適当と認めた者

3 本システムは、NTT東日本(株)のデータセンターにサーバを設置し、県と市町村はLGWAN回線、林業事業体はインターネット回線を使用しシステムを稼働、運用する。

4 新たな利用を追加希望する団体は、システム管理責任者へ書面（別記様式1）をもって、その旨を申請するものとする。

5 前項により利用団体となる団体は、契約事業者と本システムの利用に係る契約を締結するものとする。

(利用団体の費用負担)

第5条 前条第2項に規定する利用団体は、本システムの利用及び管理に係る経費について、別に定めるところにより負担しなければならない。ただし、林業事業体等についてはその限りではない。

(システム管理責任者の職務)

第6条 システム管理責任者は、次の各号に定めることを職務とする。

- (1) 本システムの適正かつ円滑な運用管理を行うこと。
- (2) 本システムの情報を適切に管理すること。
- (3) 本システムの利用者を管理すること。

(システム管理担当者の職務)

第7条 システム管理担当者は、システム管理責任者を補佐するほか、次の各号に定めることを職務とする。

- (1) 本システムに関する開発、運用、保守作業に関すること。
- (2) 本システムのユーザID及び仮パスワードの指定、管理に関すること。
- (3) 本システムに関する機器及びソフトウェアの管理に関すること。
- (4) 本システムのサーバ操作に関すること。
- (5) 利用者に必要な情報を提供すること。
- (6) 本システムの障害管理に関すること。

(利用団体の責務)

第8条 本システムの利用団体は、次の各号に定めることを責務とする。

- (1) 端末管理責任者

端末管理責任者はこの要領に従い本システムの利用を管理するものとする。

- (2) 所属運用担当者

所属運用担当者は、端末管理責任者を補佐するほか、前条に定めるシステム管理担当者の職務に準ずる業務を実行する。

(利用者管理)

第9条 本システムの利用者は、IDとパスワードによる認証により、本システムへログインしなければならない。

2 利用者権限は次のとおりとする。

- (1) 管理権限

利用者管理、ログ管理、年次更新、データベースマスタ管理等システムの管理に必要な機能を利用できる権限で、システム管理担当者に付す。

- (2) 編集権限

データの修正、更新、閲覧、検索、集計、出力等のできる権限で、システム管理担当者が適当と認めた利用者に付す。

(3) 閲覧権限

データの閲覧、検索、集計、出力等のできる権限で、管理権限、編集権限を持たない利用者に付す。

- 3 端末管理責任者は、所属運用担当者を含む所属の利用者の職氏名をシステム管理責任者へ書面（別記様式2）をもって報告し、併せてIDと仮パスワードの発行を申請するものとする。毎年度始め及び年度途中で利用者の変更があった場合も同様とする。なお、毎年度始めに利用者の変更がない場合には、システム管理責任者へ書面（別記様式3）をもってその旨を報告するものとする。
- 4 本システムの利用者は、仮パスワードの発行後速やかに任意のパスワードに変更すること。
- 5 本システムの利用者は、パスワードを忘失した場合、端末管理責任者に報告するものとする。この場合において、端末管理責任者は、書面（別紙様式4）をもってシステム管理責任者に仮パスワードの再発行を申請するものとする。
- 6 システム管理責任者は、第3項及び第5項の申請により利用団体の利用者IDと仮パスワードを発行し、書面（別紙様式5）をもって通知するものとする。また、システム管理責任者は、IDと仮パスワードの発行記録等を管理するものとする。

(利用者の責務)

第10条 本システムの利用者は、次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 本システムを森林・林業業務の遂行のために使用し、他の目的に使用してはならない。
- (2) 利用者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が認識され、又は認識され得るものをいう。以下同じ。）保護の重要性を認識し、本システムの利用に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取扱わなければならない。
- (3) ID及びパスワードは、第三者に漏洩しないよう厳重に管理し、パスワードについては次のような措置をとること。
 - ア 適宜変更し、かつ、推測が困難なものとする。
 - イ 他人に教えないよう徹底すること。
 - ウ 書き留めておかないよう徹底すること。
- (4) 離席する場合は、本システムの利用を終了すること。
- (5) 本システムのデータの改ざん及び運用環境の改変をしないこと。

(セキュリティ対策)

第11条 システム管理責任者及び端末管理責任者は、次のセキュリティ対策を講じなければならない。

- (1) 人的セキュリティ
 - ア ユーザごとにIDと仮パスワードを発行し、各ユーザの利用制限を行う。
 - イ システム利用者に対して適切な支援を行い、マニュアル等の整備や必要に応じて研修会を開催する。
- (2) 物理的セキュリティ

システムを利用するパソコン周辺の整理整頓に心がけ、すべての機器の正常な運用を図る。

(3) 技術的セキュリティ

- ア 所属の利用者がシステムに障害を発見した場合、障害発生報告書（別記様式6）により、速やかにシステム管理責任者へ報告させるものとする。
- イ システム管理責任者は、障害発生 of 報告を受けた場合、速やかに対応方法の指示又はシステムの復旧作業を行うとともに、障害管理整理簿（別記様式7）により障害内容や復旧方法等を記録する。
- ウ システム管理責任者は、本システムの運用に際して、障害復旧の参考とするため、障害管理整理簿を最低3年間保存する。

(4) コンピュータウイルス対策

システム利用者は、本システムを使用するパソコンについて、ウイルス対策ソフトを導入し、常時稼働させるとともに、外部ネットワークから不適切なソフトウェアをダウンロードしない。

(データの取扱い)

第12条 本システムを使用していく上で収集、利用する個人情報については、管理責任主体を定め適切に管理することとする。また、個人情報及びアクセスログ情報等については、各利用団体が管理責任を負う。

- 2 利用団体は、自己に帰属する情報について原則としてすべての責任を負うものとし、保有する必要のなくなった個人情報は確実に廃棄されるよう必要な措置を講じること。
- 3 本システムに搭載されている各種データについては、森林・林業業務以外の目的で利用又は提供しないこと。
- 4 本システムに搭載されている各利用団体に帰属する情報について、県に帰属し県が運用を定めるものについてはその規定に従うものとし、市町村に帰属し市町村が運用を定めるものについてはその規定に従うものとする。
- 5 個人情報を含むデータを本システムから紙媒体に印刷して使用した場合、使用後は裁断し、第三者に漏洩しないよう破棄すること。
- 6 個人情報を含むデータを本システムから外部の記録媒体（CD-R等）やパソコンのハードディスクに保存し使用した場合、使用後は物理的に破壊するか、削除ツールによりデータを削除し、第三者に漏洩しないよう破棄すること。
- 7 電子地形図を背景図とした地図等を印刷する場合は、次の文章を明示しなければならない。

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図を複製したものである。（承認番号 平、第 号）」

(システムの運用・保守)

第13条 システム管理担当者は、本システムのサーバ機器について重要な変更を行う場合、変更が生じた理由、具体的な変更内容、変更が及ぼす影響等を文書として取りまとめの上、事前にシステム管理責任者の了承を得ること。

- 2 システム管理担当者は、データの管理又はシステムの運用体制等に変更があった場合は、速やかに関係資料の内容を修正するとともに、関係者に周知すること。
- 3 システム管理担当者は、本システムの保守作業を委託する場合、受注者から作業日時、作業内容等を記載した年間計画表を年度当初に提出させることとし、運用保守業務の様式書に基づき、各種報告書等についても提出させること。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、システムの管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 3 1 年月日から施行する。

	第 1 項 第 1 号
	第 1 項 第 2 号

様式 1

第 年 月 日 号

千葉県森林クラウド利用開始申請書

システム管理責任者
千葉県農林水産部森林課長 様

参加団体の長 印

千葉県森林クラウド利用要領第 4 条第 4 項に基づき、下記のとおり利用開始を申請します。

記

団 体 名	
利用開始年月日	

第 年 月 日 号

千葉県森林クラウド利用者報告及びID発行申請書

システム管理責任者
千葉県農林水産部森林課長 様

〇〇〇（団体名・所属名） 端末管理責任者
職・氏 名

千葉県森林クラウド利用要領第9条に基づき、下記のとおり報告し、併せてID及び仮パスワードの発行を申請します。

記

(転出)

職氏名	ID

(転入)

所属運用担当者 (編集権限)	職氏名	
	連絡先	電話
		E-Mail

職氏名	権限 (○を付ける)
	編集・閲覧
	編集・閲覧
	編集・閲覧

(適宜行を追加または削除する)

第 年 月 号 日

千葉県森林クラウド利用者報告書

システム管理責任者
千葉県農林水産部森林課長 様

〇〇〇（団体名・所属名） 端末管理責任者
職・氏 名

千葉県森林クラウド利用要領第 9 条第 3 項に基づき、〇〇年度の利用者に変更がないこ
とを報告します。

第 年 月 日 号

千葉県森林クラウド利用者仮パスワード再発行申請書

システム管理責任者
千葉県農林水産部森林課長 様

〇〇〇（団体名・所属名） 端末管理責任者
職・氏 名

千葉県森林クラウド利用要領第9条第5項に基づき、下記のとおり仮パスワードの再発行を申請します。

記

団 体 名		
所 属 名		
利用 者	職氏名	
	連絡先	電話
		FAX
		E-Mail

第 年 月 号 日

千葉県森林クラウド利用者 I D 発行通知書

〇〇〇 端末管理責任者
職・氏 名 様

システム管理責任者
千葉県農林水産部森林課長

千葉県森林クラウド利用要領第 9 条第 6 項に基づき、下記のとおり通知します。

記

団 体 名		
所 属 名		
所属運用担当者 ／利用者	職 氏 名	
	I D	
	仮パスワード	
	権限	

※ I D 取得後、速やかにパスワードを変更すること。

様式 6 (第 11 条関係)
障害発生報告書

1 連絡先

事務所名	
課・班名	
氏 名	

2 障害内容

障害発生日時	平成 年 月 日 時 分
障害発生時処理内容	
障害内容	
画面のメッセージ	
※障害発生時の画面をコピーして、貼り付けてください。	
障害発生原因	

様式 7 (第 11 条関係)

障害管理整理簿

[illegible]